

政策・総務・財政委員会 要求資料

- 資料1** … 市と（株）横浜スタジアムとの間での「横浜スタジアムの建設及び管理運営に関する協定」の写し
（参考）市と同社での間での「公園施設の寄付に関する契約書」の写し
- 資料2** … 市と国との間での横浜公園に関する国有地貸付契約の写し
- 資料3** … （株）横浜スタジアムの役員の在職年数に関する資料

総 務 局

横浜スタジアムの建設及び管理運営に関する協定

横浜市（以下「市」という。）と株式会社横浜スタジアム（以下「会社」という。）は、横浜スタジアムの建設及び管理運営の基本的事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的原則）

第1条 市及び会社は、市民の強い希望と熱意に支えられ、かつ、関係各方面の協力の下に、横浜公園野球場（平和球場）を取り壊し、新たに近代的スタジアムを建設するに至つた経過を相互にじゅうぶんに理解、尊重し、この協定を誠実に遵守、履行するものとする。

（建設及び寄付）

第2条 会社は、横浜市中区横浜公園内に、収容人員30,000人以上の多目的球技場及び屋内練習場を建設し、次条以下に定めるところに従いこれを使用等ができることを条件に当該施設を横浜市へ寄付するものとする。

2 前項の寄付の時期は、多目的球技場にあつては昭和53年3月中、屋内練習場にあつては県立武道館の移転後とする。

（公開）

第3条 市は、この協定による負担について地方自治法に基づく必要な議決を得た後前条による寄付を受け、当該施設を都市公園法に基づく公園施設（主に野球を行う球技場。以下「スタジアム」という。）として一般に公開するものとする。

2 市は、公開後45年間は、スタジアムを隠止できないものとする。

(プロ野球等の開催)

第4条 市は、昭和53年4月からプロ野球等興行の開催のため、会社にスタジアムを使用させるものとし、会社の承諾を得なければ、興行の開催のため第三者にスタジアムを使用させることはできないものとする。

2 会社は、毎年12月28日までに、会社が主催又は運営する翌年3月1日から翌々年2月末日までのプロ野球試合等に係るスタジアムの年間使用計画書を市に提出するものとする。

3 会社は、前項の計画書に基づくスタジアムの使用にあつては、市に使用許可申請を行うものとし、市は、公衆に対する危険がある等公益保持に支障がある場合を除き、使用許可を与えるものとする。

(アマチュアの利用)

第5条 スタジアムは、前条による使用のほか、市民及びアマチュアの利用がじゅうぶん確保されるよう管理運営されるものとする。

(売店等)

第6条 会社は、市の許可を得て、スタジアムにおいて売店を運営し、移動販売を行い、又は物品の有料貸しを行うことができるものとする。

2 前項の許可に基づくスタジアムの使用については、市は所定の使用料を免除するものとする。

3 会社は、スタジアムの公共性を尊重し、第1項の営業を行うものとし、特にその品質及び価格又は料金の適正に留意するものとする。

(広告等)

第7条 会社は、市の許可を得て、スタジアムにおいて広告物を掲出させ、及びテレビ、ラジオの放映、放送を行わせることができるものとする。

2 前条第2項の定めは、前項の場合にこれを準用する。

3 会社は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置にあつては、スタジアム及びその周辺の美観風致の維持及び公衆に対する危険の防止にじゅうぶんな配慮をするものとする。

(事務所)

第8条 会社は、市の許可を得て、スタジアムの中にその事務所を置くことができるものとする。

(維持補修)

第9条 会社は、スタジアム(市に寄付した部分のみをいう。以下本条において同じ。)の維持補修をその費用で行うものとし、維持補修によりスタジアムに付加された物件は、市の所有に属するものとする。

2 会社は、スタジアムの維持補修をしようとするときは、あらかじめ市と協議するものとする。ただし、緊急の場合又は軽微な維持補修については会社の責任において必要な措置をとり、事後すみやかに市へ報告するものとする。

(業務の委託)

第10条 会社は、市の委託を受け、スタジアムの運営に係る次の業務を処理するものとする。

- (1) 機械設備の保守運転
- (2) 清掃及び衛生
- (3) 防火、防犯その他保安
- (4) グラウンド整備、駐車場の管理その他スタジアムの使用者が必要とする業務

2 前項の業務の委託に関する契約は、市の会計年度ごとに締結するものとし、その委託料の額は、市の予算の範囲内とする。

(使用の手続)

第11条 会社は、第6条から第8条までに定める使用又は行為をしようとするときは、横浜市公園条例、横浜市公園条例施行規則その他市の関係例規の規定に従い、所定の手続をとらなければならない。

2 市は、スタジアムに係る例規の制定改廃を行おうとする場合において、会社の利害に関連する内容があるときは、会社と協議するものとする。

(事業計画書等の提出)

第12条 会社は、毎事業年度開始の1箇月前までに当該年度において会社が実施しようとする事業の計画書及び当該年度における収支見込を市へ提出するものとする。

(報告)

第13条 会社は、毎事業年度終了後3箇月以内に、営業報告書を市へ提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、会社に対し、必要と認める事項について、随時報告を求めることができるものとする。

(勧告及び監督)

第14条 市は、スタジアムの適正な管理運営を行うため、会社の業務処理について会社に対し必要な助言及び勧告を行い、又は必要な措置をとるよう指示することができるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定は、第3条第1項によるスタジアムの公開後5年を経過する日まで継続するものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し生じた疑義については、市、会社双方協議して定めるものとする。

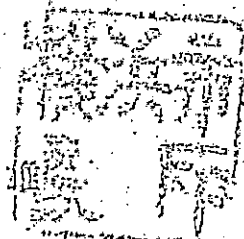
この協定の締結を証するため、本番2通を作成し、市、会社両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和52年12月14日

横浜市中央区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 飛鳥田 一



横浜市中区山下町2番地

株式会社 横浜スタジアム

代表取締役 山口 久

社

長

山口 久



(参考)

公園施設の寄付に関する契約書

横浜市（以下「市」という。）と株式会社横浜スタジアム（以下「会社」という。）は、公園施設の寄付に関し、次のとおり契約を締結する。

（寄 付）

第1条 会社は、横浜市中区横浜公園内に建設した多目的球技場の施設（別記目録のとおり。以下「スタジアム」という。）を市へ寄付するものとし、市はこれを受納するものとする。

2 会社は、寄付後においても、その費用でスタジアムの維持補修を行うものとし、維持補修によりスタジアムに付加された物件は、市の所有に属するものとする。

（条 件）

第2条 会社は、前条によりスタジアムを市へ寄付するについては、次の各号に定める事項を条件とし、この条件の一部でも満たされないとき、又は満たされなくなつたときは、前条の寄付を取り消すことができるものとし、取消の結果会社が被むる損害の補てんその他の措置については、双方誠意をもつて協議し、解決するものとする。

(1) 市は、スタジアムを都市公園法に基づく公園施設として一般に公開するものとし、45年間は、これを廃止できないものとする。

(2) 市は、昭和53年4月から、プロ野球等興行の開催のため、会社に対しスタジアムの使用を許可するものとし、会社の

承諾を得なければ、第三者に対し興行の開催のためのスタジアムの使用を許可することができないものとする。ただしスタジアムは、市民及びアマチュアの利用が十分確保されるよう管理運営されるものとする。

(3) 市は、会社に対しスタジアムにおいて次に掲げる行為をすることを許可するものとし、これに係る使用料を免除するものとする。

ア 売店の経営、移動販売及び物品の有料貸しを行うこと。

イ 広告物の掲出及びテレビ・ラジオの放映・放送を行わせること。

(4) 市は、会社に対しスタジアムの中にその事務所を置くことを許可するものとする。

(5) 市は、会社に対しスタジアムの運営に係る次の業務を委託するものとする。

ア 機械設備の保守運転

イ 清掃及び衛生

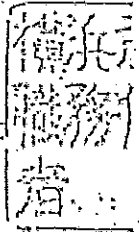
ウ 防火、防犯その他保安

エ ランド監備、駐車場の管理その他スタジアムの使用者が必要とする業務

(引渡し)

第3条 会社は、昭和53年3月31日までにスタジアムを市へ引き渡すものとする。

2 会社は、前項の引渡しにあつては、スタジアムに関する調書及び所有権保存登記に必要な一切の図書を市へ提出するもの



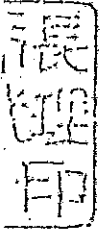
とする。

(その他)

第4条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、双方協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、市・会社両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和53年3月18日



横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長職務代理者

横浜市助役 大場 正典



横浜市中区山下町2番地

株式会社 横浜スタジアム

代表取締役社長 山口久徳

関財浜管2契第6502号

国有財産無償貸付契約の一部変更契約書

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人横浜市（以下「乙」という。）とは、両者の間に締結した昭和49年5月17日付関財浜管2契第22号国有財産無償貸付契約について、次の条項により一部を変更する契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2. 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（無償貸付の根拠）

第2条 甲は、都市公園法（昭和31年法律第79号）附則第9項の規定に基づき、第3条に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第3条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	備考
横浜市中区横浜公園	土地	63,787.16 ¹⁶ ㎡	内訳は別紙 第1のとおり
	立木竹	93本	

（指定用途）

第4条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載した使用目的及び添付した利用計画のとおり、横浜公園の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供しなければならない。

2. 乙は貸付物件の一部であっても、これを都市公園法第2条第2項に定める公園施設と認められない施設並びに同法第7条の規定により第6条の占用許可を与えることができる施設と認め

られよい施設の用途に供してはならない。

(貸付期間)

第 5 条 貸付期間は昭和 31 年 10 月 15 日から第 4 条に定める指定用途に供している間とする。ただし、有償部分の貸付期間は、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

2 前項ただし書に定める貸付期間の満了する 6 カ月前までに、甲が本契約の変更等に関し特段の意思表示をしない場合には、第 6 条に定める貸付料及び第 18 条に定める違約金の金額に関する部分を除き、本契約を更に 3 年間継続する。

3 前項の規定は、同項の規定により継続した貸付契約を更に継続する場合に準用する。

(貸付料)

第 6 条 貸付物件のうち別紙第 2 に掲げる施設の敷地及び職業野球等有料興行の年間開催日数を 56 日として算定した別紙第 3 に掲げる施設の敷地に対する貸付料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期	間	貸付料	備考
第 1 年次	自 昭和 59 年 4 月 1 日	至 昭和 60 年 3 月 31 日	58,273,947 円	
第 2 年次	自 昭和 60 年 4 月 1 日	至 昭和 61 年 3 月 31 日	67,607,258 円	
第 3 年次	自 昭和 61 年 4 月 1 日	至 昭和 62 年 3 月 31 日	67,607,258 円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間にかかる貸付料については、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料によるものとし、その金額については甲から通知する。

なお、その適用期間は 3 年間とする。

3. 前項に規定する期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、前項の規定を準用する。
4. 乙は、第5条第1項ただし書きに定める貸付期間中において、各年度毎に前年度の職業野球開催実日数及び翌年度の開催予定日数を基盤により甲に4月30日までに報告しなければならない。
5. 第1項に定める職業野球等有料興行開催日数に変更を生じた場合は、貸付料を精算するものとし、その取扱いについては第8条第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第7条 前条第1項に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	納付金額	納付期限	備考
第1年次	58,273,947円	納入済	
第2年次	67,607,258円	昭和60年7月20日	
第3年次	67,607,258円	昭和61年7月20日	

2. 前項の規定は、前条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

(概算納付)

第8条 第5条第1項に規定する貸付料の期間が満了した後、同条第2項に定める貸付料が決定していない場合には、乙は甲の通知に基づき前年次の貸付料をもって当該年次の貸付料の概算額として、甲の定める納付期限までに甲の発行する納入告知書により支払わなければならない。

2 前項の規定に基づき貸付料の概算額を通知した場合において、決定した貸付料が概算額を超えるときは、その不足する額を甲の発行する納入告知書により納付するものとし、また、概算額に満たない場合には、その超過した額を乙の請求により還付するものとする。

(貸付料の改定)

第9条 甲は、貸付物件の価格の上昇等貸付料が不相当になったときは、第6条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(延滞金)

第10条 乙は、第7条及び第8条の規定に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年8.25%の割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第11条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

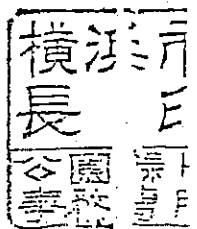
(物件の引渡し)

第12条 貸付物件は、第5条第1項に定める貸付期間の初日に、乙に対し引渡しがあったものとする。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件にかかる公園施設を經營するに当たっては、営利を目的としてはならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供する場合においても、貸付物



件を第三者が設置し管理する建築物その他の施設で、営利を目的とするもの（小規模の仮設物及び甲が公園の利用上やむを得ないと認めてこれを承認するものを除く。）の用途に供してはならない。

3. 乙は、貸付物件を指定用途に供する場合において、利用計画を変更（ただし、使用目的の変更を伴わない場合とする。）しようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の利用計画を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

4. 乙は、前項に定める利用計画の変更の申請をする場合において、当該変更後にかかる計画が都市公園法第2条第2項第5号及び第7号に定める公園施設並びに同法第7条第3号及び第7号に掲げる施設の設置にかかるものであるときは、これらの施設を許可する場合の許可条件を添付して行なう。

5. 第3項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第14条 乙は、貸付物件の使用権を譲渡し又は甲の承認を得ないで第三者に使用させてはならない。

（物件の保全義務等）

第15条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2. 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代って賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

3. 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(風倒木等の処分)

第16条 貸付物件のうち立木竹について、風倒木、枯損木が発生した場合又は乙が間伐、下枝払い等をした場合には、乙は、これらの発生材をみずから処分することができる。

2. 前項の規定により、乙が発生材を処分した場合には、その処分代金は乙に帰属するものとするが、第3条に定める貸付数量は変更しない。

(実地調査等)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第13条第2項に基づく利用計画の変更の承認申請があったとき。

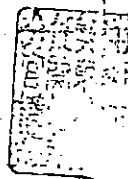
(2) 第14条及び第15条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

2. 乙は、第4条に定める公園の景観又は風致の維持を図るために行なった立木竹の植栽状況及び第16条に定める発生材の処分結果について、甲が別に定めるところにより毎年定期的に文書をもって甲に報告しなければならない。

(違約金)

第18条 乙は、第5条に定める期間のうち、昭和56年4月



／日から昭和 61 年 3 月 31 日までの 5 年間に、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項、第 13 条第 3 項又は第 17 条に定める義務に違反した場合 金 956,383,712 円
- (2) 第 4 条第 1 項又は第 14 条に定める義務に違反した場合 金 2,869,151,136 円
- (3) 第 4 条第 2 項及び第 13 条第 2 項に定める義務に違反した場合には、金 956,383,712 円、又はその義務を履行しない部分の面積に 14,993 円を乗じて得た額の 3 割に相当する額のうちいずれか多い方の額。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 乙は、第 5 条に定める貸付期間にかかわらず、何時にても本契約の全部又は一部を解除することができる。

(原状回復等)

第 20 条 乙は、第 5 条に定める貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約の解除があったときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により返還する場合において、第16条の規定により処分した風倒木等については、当該風倒木等に代えて返還時に貸付地上に存在する乙所有の同種及び同等の立木竹により返還することができる。ただし、当該返還立木竹が、第3条に定める立木竹に満たない場合には、乙は、契約終了時又は解除等の時価により不足部分に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償等)

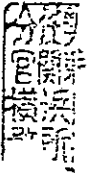
第21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約が終了したとき又は第19条の規定により本契約を解除されたことによって貸付物件を返還する場合において、前条第1項の規定に違反したときは、指定した日の翌日から貸付物件が返還された日までの期間について、当該物件の損害金として甲の定める基準により算定した貸付料相当額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、国有財産法第24条第1項の規定に基づき本契約を解除された場合において、損失が生じたときは、同法第2項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第22条 乙は、第5条に規定する貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第19条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。



(契約の費用)

第 2 3 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、
すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 2 4 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定
する。

(裁判管轄)

第 2 5 条 本契約に関する訴えの管轄は、関東財務局所在地を管
轄区域とする東京地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記
名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

昭和 60 年 7 月 2 日

貸付人 目

分任契約担当者 関東財務局横浜財務事務所長
大貫昭夫



借受人住所 横浜市中区港町一丁目一番地

氏名 横浜市長 細郷道一



別紙第1

所在地	区分	種目	数量	備考
横浜市中区 横浜公園	土地	宅地	63,787.16㎡	
	立木竹	樹木	93本	

別紙第2

所在地	区分	数量	利用状況	摘要
横浜市中区 横浜公園	土地	54,541㎡	公園地として利用するも職業野球々団並びに株式会社横浜スタジアムの専用施設が存在する。	年間有償

別紙第3

所在地	区分	数量	利用状況	摘要
横浜市中区 横浜公園	土地	26,576.96㎡	一般大衆に多目的スタジアムとして利用されるも職業野球等有料興行が行われる。	開催期間 中有償
〃	〃	851.88㎡	一般大衆に屋内練習場として利用されるも職業野球の開催日に選手の準備運動場として利用する。	〃

国有財産無償貸付契約の一部変更契約書

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人横浜市（以下「乙」という。）とは、両者の間に締結された昭和60年7月2日付関財浜管2契6502号国有財産無償貸付契約の一部変更契約（以下「原契約」という。）について、下記条項のとおり一部を変更する契約を締結する。

第1条 原契約第6条第1項を次のとおり改める。

（貸付料）

第6条 貸付物件のうち別紙第2に掲げる施設及び職業野球等有料興行の年間開催日数を56日として算定した別紙第3に掲げる施設並びに職業野球団の専用施設の利用日数を245日として算定した別紙4に掲げる施設の敷地に対する貸付料は、次のとおりとする。

年次	期 間	貸付料年額	備 考
第1年次	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	85,976,125円	うち消費税及び地方消費税相当額 3,433,318円
第2年次	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	85,976,125円	うち消費税及び地方消費税相当額 3,433,318円
第3年次	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	85,976,125円	うち消費税及び地方消費税相当額 3,433,318円

第2条 原契約第7条第1項を次のとおり改める。

（貸付料の納付）

第7条 前条第1項に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入告知書によって納付しなければならない。

年次	納付金額	納付期限	備 考
第一年次	85,976,125円	納入告知書指定期日	
第二年次	85,976,125円	平成24年4月30日	
第三年次	85,976,125円	平成25年4月30日	

第3条 原契約第18条を次のとおり改める。

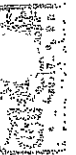
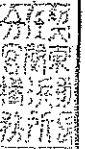
(違約金)

第18条 乙は、第5条に定める期間のうち、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間に、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定めた金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第13条第1項、第13条第3項又は第17条に定める義務に違反した場合
金5,039,185,640円

(2) 第4条第1項又は第14条に定める義務に違反した場合
金15,117,556,920円

(3) 第4条第2項又は第13条第2項に定める義務に違反した場合には、
金5,039,185,640円又はその義務を履行しない部分の面積に790,000円
を乗じて得た額の3割に相当する額のうちいずれか多いほうの額。



上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

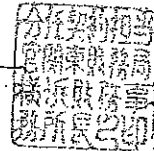
平成23年3月31日

貸付人 国

分任契約担当官

財務省関東財務局横浜財務事務所長

鞆田 周



借受人 住所

横浜市中央区港町1丁目1番地

氏名

横浜市契約事務受任者

横浜市環境創造局長 萩島尚之



別紙第2

施設の区分	施設の数	敷地の数	利用状況	備考
建物	923.10 m ²	741.20 m ²	一般大衆の多目的スタジアムとして利用するも職業野球球団並びに株式会社横浜スタジアムの専用施設が存在する。	年間有償

別紙第3

施設の区分	施設の数	敷地の数	利用状況	備考
建物	16,725.16 m ²	13,429.42 m ²	一般大衆の多目的スタジアムとして利用するも職業野球等有料興行が行われている。	開催期間中有償
グラウンド	12,404.92 m ²	12,404.92 m ²		
建物	963.46 m ²	851.88 m ²	一般大衆に屋内練習場として利用するも職業野球の開催日に選手の準備運動場として利用する。	開催期間中有償

別紙第4

施設の区分	施設の数	敷地の数	利用状況	備考
建物	159.93 m ²	128.42 m ²	一般大衆の多目的スタジアムとして利用するも職業野球団が一定期間専用施設として利用する。	毎年4月1日～10月31日及び3月1日～3月31日の245日間有償

5【役員の内職】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役会長		藤木 幸夫	昭和5年8月18日生	昭和45年5月 藤木企業株式会社代表取締役社長 昭和56年6月 ポートサービス株式会社代表取締役会長(現任) 昭和61年4月 当社取締役 昭和61年6月 社団法人日本港運協会副会長(現任) 昭和61年7月 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団理事(現任) 昭和63年4月 神奈川県野球協議会会長(現任) 平成4年6月 横浜エフエム放送株式会社代表取締役社長(現任) 平成12年4月 財団法人横浜市体育協会名誉会長(現任) 平成12年4月 当社取締役会長(現任) 平成15年2月 藤木企業株式会社代表取締役会長兼社長 平成20年3月 同社代表取締役会長(現任)	注2	—
取締役社長 (代表取締役)		鶴岡 博	昭和14年10月19日生	昭和40年4月 若葉運輸株式会社常務取締役 昭和51年1月 同社代表取締役社長 昭和51年1月 社団法人横浜青年会議所理事長 昭和51年1月 社団法人神奈川県トラック協会評議員 昭和52年2月 当社取締役 平成12年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年4月 若葉運輸株式会社最高顧問(現任)	注2	5千株
常務取締役	総務担当	橋川 和夫	昭和23年3月6日生	昭和46年10月 横浜市入庁 平成6年7月 同市市民局区政部長 平成12年4月 同市総務局行政部長 平成14年5月 同市金沢区長 平成17年4月 同市消防局長 平成18年4月 同市安全管理局長 平成20年4月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役業務管理部長 平成22年4月 当社常務取締役(現任)	注2	—
常務取締役	業務管理担当	今井 清人	昭和25年10月22日生	昭和49年4月 株式会社横浜銀行入行 平成9年6月 同社秦野支店長 平成13年4月 同社執行役員個人部長 平成15年4月 同社常務執行役員横浜中ブロック営業本部長 平成16年6月 横浜振興株式会社代表取締役専務 平成17年12月 共益地所株式会社代表取締役社長 平成20年4月 当社常務取締役(現任)	注2	—
常務取締役	営業・販売担当	中山 一彦	昭和26年9月4日生	昭和50年4月 横浜市入庁 平成14年4月 同市都市計画局総務部長 平成15年1月 横浜トヨペット株式会社ウェインズ事務局長 平成18年4月 同社参与経営企画部長 平成18年11月 株式会社ツクイ施設推進本部施設開発部長 平成19年5月 同社取締役施設推進本部長 平成21年7月 同社取締役有料老人ホーム営業本部長 平成22年4月 当社常務取締役(現任) 平成22年4月 横浜球場商事株式会社代表取締役社長(現任) 平成22年4月 スタジアム・エンタープライズ株式会社代表取締役社長(現任)	注2	—
取締役	総務部長	太田 治之	昭和32年11月28日生	昭和55年4月 当社入社 昭和63年4月 当社財務部業務管理課係長 平成8年4月 当社財務部業務管理課課長 平成12年4月 当社総務部次長 平成19年4月 当社総務部長 平成22年4月 当社取締役総務部長(現任)	注2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数
取締役	営業部長	大須賀 俊之	昭和29年12月1日生	昭和53年1月 当社入社 昭和62年4月 当社施設管理部施設管理係長 平成6年4月 当社営業部営業課課長 平成8年4月 当社営業部次長 平成19年4月 当社営業部長 平成22年4月 当社取締役営業部長(現任)	注2	—
取締役	販売部長	長岡 哲司	昭和29年11月26日生	昭和53年4月 当社入社 昭和62年4月 当社営業部営業課係長 平成6年4月 当社施設管理部施設管理課課長 平成8年4月 当社販売部次長 平成19年4月 当社販売部長 平成22年4月 当社取締役販売部長(現任)	注2	—
取締役		荻島 尚之	昭和28年10月9日生	昭和54年4月 横浜市入庁 平成16年4月 同市経済局ライフサイエンス都市推進 担当政策専任部長 平成18年4月 同市経済観光局副局長(政策調整部長) 平成20年4月 同市経済観光局担当理事 (副局長、政策調整部長兼務) 平成21年4月 同市環境創造局長(現任) 平成21年4月 当社取締役(現任)	注2	—
取締役		春田 真	昭和44年1月5日生	平成4年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友 銀行)入行 平成12年2月 株式会社ディ・エヌ・エー入社 平成12年9月 同社取締役総合企画部長 平成17年12月 同社取締役グループ戦略室長権管理部門 管掌 平成19年8月 同社取締役総合企画部長 平成20年7月 同社常務取締役総合企画部長 平成21年4月 同社常務取締役経営企画本部長兼執行役 員最高財務責任者(CFO) 平成22年4月 同社常務取締役EC事業本部長兼CFO 平成23年6月 同社取締役会長兼執行役員(現任) 平成23年12月 株式会社横浜DeNAベイスターズ取締役 オーナー(現任) 平成24年4月 当社取締役(現任)	注2	—
常勤監査役		山上 雅彦	昭和26年9月7日生	昭和45年4月 関東財務局横浜財務部総務課採用 平成12年7月 財務省理財局国有財産総括課課長補佐 平成17年7月 関東財務局千葉財務事務所次長 平成18年7月 近畿財務局首席財務局監察官 平成19年7月 関東財務局東京財務事務所次長 平成21年7月 東北財務局管財部長 平成23年1月 当社監査役室付参事 平成23年4月 当社常勤監査役(現任) 平成23年4月 スタジアム・エンタープライズ株式会社 監査役(現任) 平成23年4月 横浜球場商事株式会社監査役(現任)	注3	—
監査役		内山 繁	昭和22年2月26日生	昭和44年7月 横浜市入庁 平成9年4月 同市教育委員会事務局担当部長(総務部 総務課長) 平成9年10月 同市教育委員会事務局部長(横浜市ス ポーツ振興事業団) 平成11年4月 同市総務局東京事務所長 平成15年4月 同市建築局総務部長 平成16年4月 同市港南区担当理事(副区長) 平成17年4月 同市人事委員会事務局長 平成19年4月 横浜市信用保証協会常務理事 平成23年4月 当社監査役(現任)	注4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数
監査役		山田 尚典	昭和7年1月18日生	昭和36年10月 司法試験合格 昭和39年4月 横浜弁護士会登録 昭和47年1月 社団法人横浜青年会議所理事長 昭和51年4月 横浜弁護士会副会長 昭和52年2月 <u>当社監査役(現任)</u> 昭和54年3月 横浜球場商事株式会社監査役(現任) 平成2年4月 横浜弁護士会会長 平成5年2月 スタジアム・エンタープライズ株式会社 監査役(現任)	注4	5千株
監査役		大浜 悦子	昭和23年1月19日生	昭和57年7月 横浜市入庁 平成10年5月 同市福祉局生活福祉部長 平成12年4月 同市南区長 平成14年5月 同市中区長 平成17年4月 <u>当社監査役(現任)</u> 平成18年4月 横浜市健康福祉局理事 平成19年4月 同市保健所長	注5	—
計						10千株

- (注) 1. 取締役 藤木幸夫、荻島尚之、春田 真の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 山田尚典、大浜悦子、内山 繁の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 定款の定めに基づき平成24年4月25日より平成26年4月開催の定時株主総会の終結までとなっている。
4. 定款の定めに基づき平成24年4月25日より平成28年4月開催の定時株主総会の終結までとなっている。
5. 定款の定めに基づき平成23年4月26日より平成27年4月開催の定時株主総会の終結までとなっている。